（陳受７第３号）
武蔵野市手話言語条例に関する陳情

受理年月日	令和７年６月２日
陳　情　者	武蔵野市聴覚障害者協会　会長　千葉　正巳

陳　情　の　要　旨

言語はお互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って表現する言語である。

聾者は、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要言語として、かつコミュニケーション方法として手話言語を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、聾者は必要な情報を得ることもコミュニケーションを取ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

平成18年国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約第２条の定義に「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と明記され、日本においても平成23年に改正された障害者基本法に手話が言語として位置づけられた。

東京都でも令和４年には「東京都手話言語条例」が成立し、令和７年11月に東京都等で開催される第25回夏季デフリンピックに向けて、手話言語の理解・普及・拡大及び障害を持つ人々への社会的な理解を深めていくことを目指している。

これに併せて、武蔵野市でも手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話言語への理解を深め、市民の間に手話言語の認知が広がること、そして、手話言語を必要とする者が、手話言語による円滑なコミュニケーションにより、地域で支え合い、安心して暮らすことができるようになること、また、手話言語を必要とする者が、学習、仕事など幅広い活動に手話言語を用いて取り組むことで心豊かに暮らすことができるようになることを目指し、この条例の制定を求め、下記のとおり陳情します。

記

１　障害者基本法に手話が言語であると定められており、地域においても、手話言語の理解及び普及並びに手話言語を使用しやすい環境の構築が必要となっているため、武蔵野市においても基本理念を定めること。

２　武蔵野市の責務及び役割を明らかにすること、そして総合的かつ計画的に施策を推進することで、手話言語を必要とする者が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とした「武蔵野市手話言語条例」を制定すること。